



第一三〇號

昭和十四年十月一日  
郵便物認可  
(毎週一回水曜日發行)

五錢

報 編 部 晴 慢 內

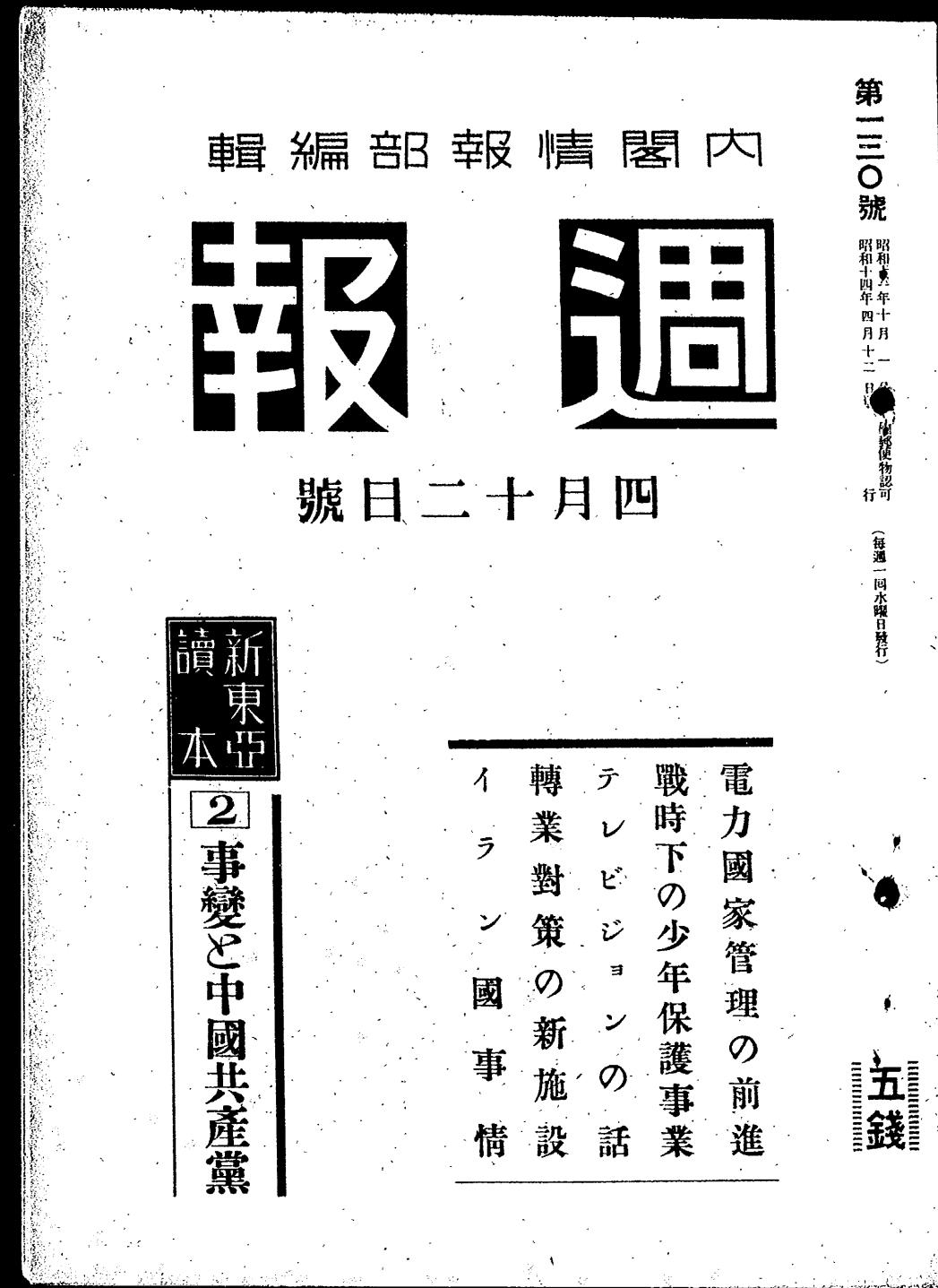
報 周

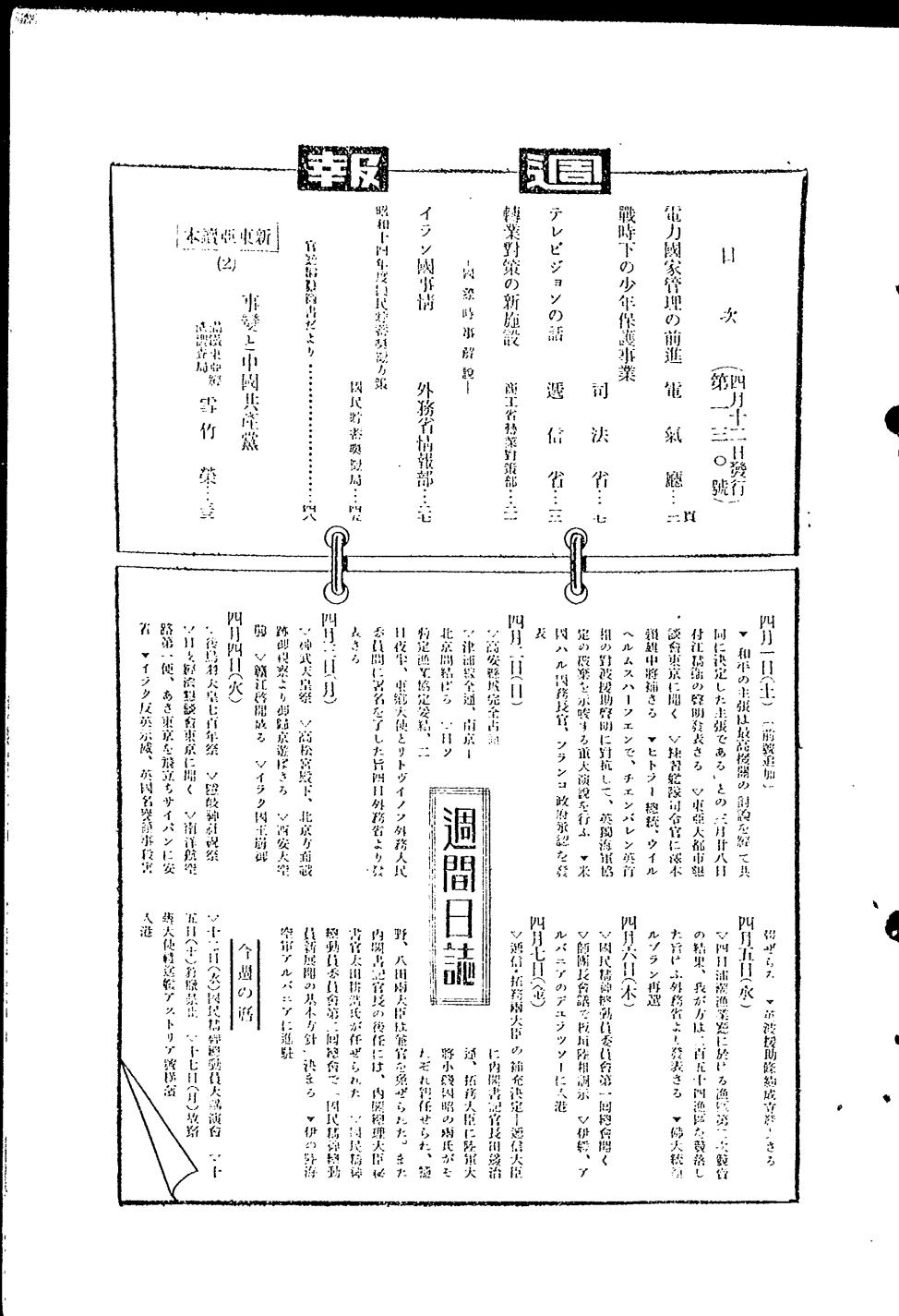
號 日 二 十 月 四

新東亞  
讀本

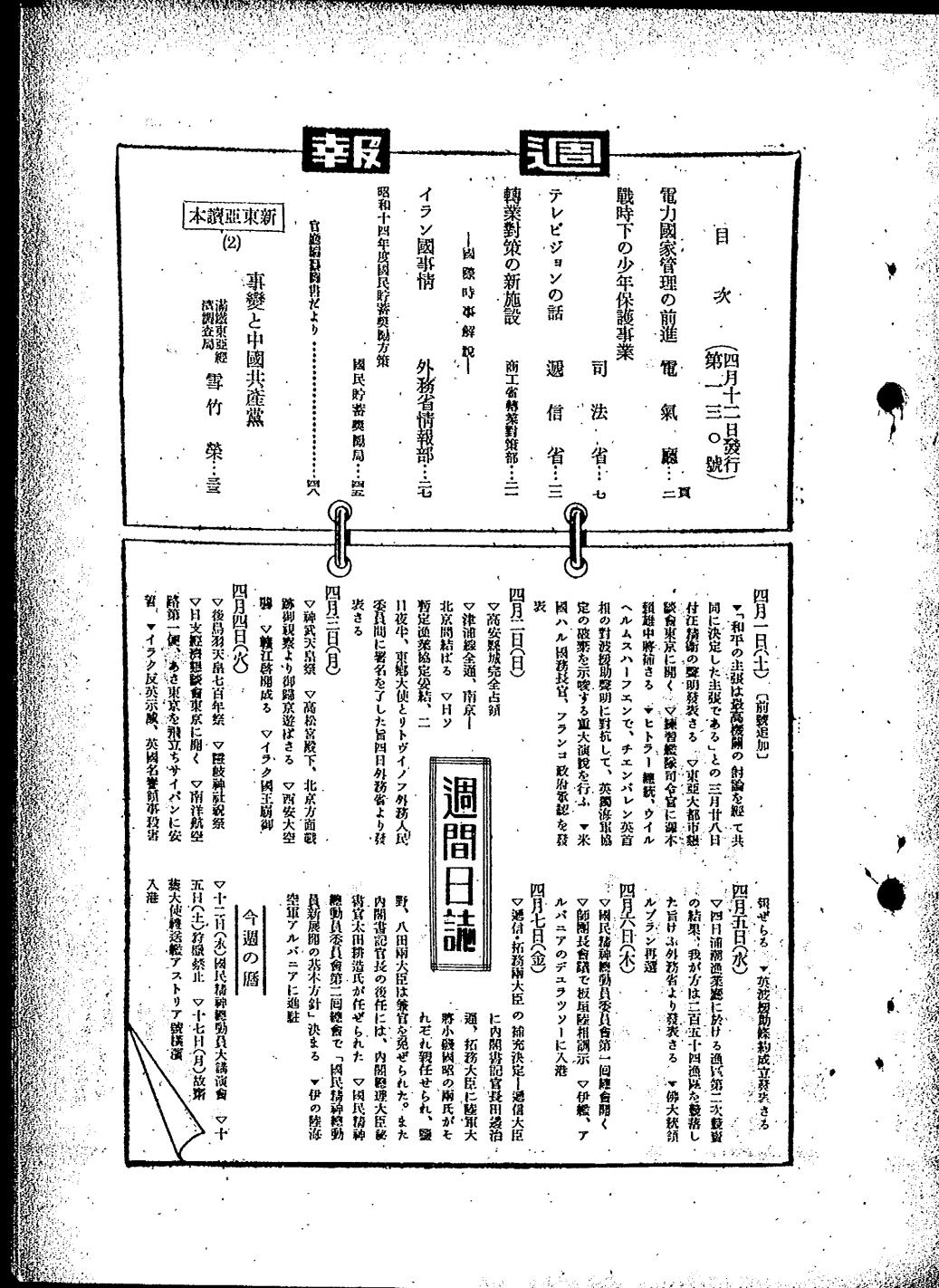
2 事變と中國共產黨

電力國家管理の前進  
戰時下の少年保護事業  
テレビジョンの話  
轉業對策の新施設  
イラン國事情





露光量違ひにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

## 電力國家管理の前進

—開設された電氣廳と發送電會社について—

### 電 氣 廳

はしがき

電燈が初めて帝都の一角に點せられたのは明治二十年十一月であり、當時流行の紹興の一つにこの開化文明に対する國民の意識を如實に書き出したものが今なお傳へられてゐる。牛肉を食べることが文明開化の一象徴であり、その開化の尖端を行くものとして電燈をつけた當時有名の牛鍋屋の漏電火事が、我が國電氣行政史上重要な一頁を占めてゐることは興味深い事實である。實に保安的見地よりする電氣事業取締規則から電氣行政の第一歩が始まつた。その後、明治三十年代の近距離水力發送電、明治四十年代の遠距離水力發送電、大正年間以降の遠距離高壓送電と發送電技術の飛躍するに伴ひ、電燈から電動力へ、そして電化、電爐工業へと、國民經濟上の電氣使用形態が高度化するにつれ、保安行政、公益事業行政より産業統制へと、再轉三轉する時代に先後して、電氣行政もまた變遷を重ね來り、遂に今日の電力國家管理の段階までに到つたのであるが、このやうに我が國の電氣の歴史は、同時にまた我が國の國家・經濟・社會の發展史を端的に物語つてゐる。

昭和十三年四月五日、電力管理法外三件が公布されてから一ヶ年、本年四月一日、「電氣廳官制」公布とともに「電氣廳」は開設せられ、同日「日本發送電株式會社」は七億三千餘萬圓の資本を擁して創立された。帝都の一地域に、極めて小規模の火力、發電設備を以つて一般電燈供給事業が開始されてから約半世紀、六十年に亘りとする事業資本を以つて、燃然たる電氣文化日本を形成する現時電氣事業の偉容を整へるに到るまで、政府の電氣行政の唯一の中権機關であった「電氣局」の輝かしき歴史の閉された日に、電力國家管理は時代のまづ唯中を力強く前進し始めたのである。かくて、電氣廳開設とともに、電氣局及び電力管理準備局は、兩者とも廢止されたのである。

### 一 電 氣 廳

「政府は發電及び送電を管理す」と電力管理法第一條は宣言する。この管理をなす政府の機關は遞信大臣たると、而して管理の事務を掌る行政官廳は電氣廳たること並びに在來の電氣監督行政もまた電氣廳に於いて掌るべきことを明らかに示すものが電氣廳官制第一條である。

即ち、電氣廳は遞信大臣の管理に屬し、電力の管理、電氣に関する事業監督、取締並びに検定及び發電水力の監督に關する事務を掌る行政機關であり、いはゆる省外部局の形態を採る中央官廳である。

電氣廳の内部は長官官房及び第一部、第二部に分たれてゐる。第一部は、電力の配分消費に對する國家管理を主要任務とし、第二部は、電力の生産に對する國家管理を主要任務とする。即ち共に、電氣廳の任務たる電氣產業經濟に於ける新經濟秩序の建設と運營などを分擔することに於いて一であり、電力の發生より消耗に到る過程を行政技術的に兩分することに於いて所管を異にする。

第一部に四課を置き、監督課は、配電統制、政府の管理に属せざる電氣施設の監督及びその發電水力に關する事務等を、業務課は日本發送電株式會社の電力料金受給業務に關する事務及び一般電氣事業の料金監督に關する事務等を、監査課は日本發送電株式會社及び一般電氣事業の資金及び會計監督並びに兩者の業務検査に關する事務等を、技術課は電力、水力、火力を一體とし、前三課の事務中技術に關する事項を分掌するのである。

第二部に五課を置き、企畫課は電力の生産擴充計畫、動員計畫、日本發送電株式會社になさしむべき電力設備の建設、更計畫の樹立並びに下命及び政府の管理に屬する電力設備の施設監督並びにその發電水力に關する事務等を、電力課、水力課、火力課は、企畫課の事務中各技術に關する事項を掌り、水力調査課は既に開始されてゐる第三次水力資源調査に關する事務を續行するのである。

なほ、電氣に關する地方行政官廳として、遞信局長は在來の電氣行政事務と、新らしき電力管理事務の一部を分掌することになるであらう。

既に週報第六十三號及び第九十七號に於いて、電力國家管理の意義、目標、規模、方法等につき詳細述べてゐるので、こゝでは省略するが、一貫、電氣廠の組織上「政府の管理に屬し又は屬せざる電氣廠」の字句につき説明を加へるならば、電力管理法施行令第一條の示す如く、管理施設は、日本發送電株式會社の設備のみならず、一般電氣事業の電力施設中大規模のものの大部を含むのであり、その明瞭な事例は日本發送電株式會社の送電線に連絡する一般電氣事業の水力發電設備である。

## 二 日本發送電株式會社

周知の如く日本發送電株式會社は、その大部分の資本を既存電氣事業の出資八億三千餘萬圓の設備によつて構成された。

成された。そして今後發送電施設は、時局に拘らずをかけられた國內電力需用の急増に呼應し、政府が下命すべき巨額の設備を建設すべき任務を擔つてゐる。蓋に會社設立のため一般に株式を公募した際、配布された事業自論見書中に於いても、今後五ヶ年間に約六億四千萬圓の建設資金を使用することになつてゐる。

建設擴張計畫、電力配給計畫、電力料金等の決定は政府がこれに當り、會社はこれに要する巨額の資金の吸收、運轉と受命した設備の建設保守及び電力供給の實際に當り極力創意を發揮し、しかも電力管理の目的達成に懸念不安ながらしむなく全力を盡すのであり、政府・會社は文字通り双輪をなす一體たるのである。今後の本會社の國家的使命を望みみるとき、そこに全く官民の區別對立は「一點もなく、且つまたわづかの隙も存し得べき将来も有してゐない。この故にこそ、電力管理法生みの親たる永井前遞信大臣は、日本發送電株式會社職員に對し「新秩序建設工作の經濟的面を受持つ時代の尖兵たるの見識と覺悟」とを要望したのである。

會社の首腦部も日本發送電株式會社法の定むる如く、總裁・副總裁各二名は勅裁を仰ぎ政府が任命するのであり、以下理事・監事とも通常の會社との選任手續に於いて趣きを異にしてゐる。

會社の機構は總務、營業、經理、工務、建設の五部に分かれ重役部長制をとり、大阪に支店、廣島・福岡・名古屋・富山・新潟に出張所を設け、社員總數約八千人は電力管理實踐の一翼として既に雄々しくその陣列に參加してゐる。

四月一日、創立總會を終了し、首腦部の任命決定、從事員の引繼、資產設備の受授、外債その他社債の處理

も一切完了し、二百二十餘萬キロワットの電力を四十二會社より受電し、三百四十餘萬キロワットの電力を七十會社に供給すべく締結された老大な受給契約も既に確實に實行されてゐるのである。

日本發送電株式會社は何等免稅の特典を有してゐないが、その社債を政府が保證する特典を與へられ、本議

會に於いて既にその協賛を受け、資金上何等不安を有してゐない。かくの如く、會社の設立、業務の引継も圓滑なる経過を見、今後の電力管理の重要な生面を擔當すべく輝かしきスタートを切つた。

### 三 結 び

電力管理が興亞を中心とする國內新秩序建設の一柱たるべき限り、電氣廳、日本發送電株式會社のみが電力管理の擔當者ではない。

日本發送電株式會社により生産せられた電力は、一般電氣事業がこれを國民に供給配分する。その供給配分を規律し指導するものは、既に過去の營利觀念ではない。たとひ小規模の電動力も、たゞ一燈の室内燈も、況んや特種大電力はその源を、神國の資源に發し、萬民轉翼の精神により生産配分供給せられたものである。この電力の活用に當るべき一般國民、殊に他種の產業經營者は、電力を個人主義、營利主義的精神により消費すべきでないことは明らかである。

すべて電氣の通ずる所に昭和大業の精神は脈々として流れ、明らかな光に輝き、大いなる力を發揚する。これ電力管理の理念であり、電力戰時經濟、電力長期建設の前進がこゝに始まりこゝに終る。『電力豊富低廉』の戰時化は既に始まつてゐる。その全貌は國民の協力を求めて順次その眼前に展開されであろう。

## 戦時下の少年保護事業

司 法 省

### 一 長期建設と少年保護の重要性

興亞の春を迎へて、大陸には、東亞新秩序建設といふ有史以來の大事業が、力強い實現の歩みを進めてゐる。この大業を遂行するため大切なことは、我等の後繼者との問題である。第二の國民の問題である。具体的にいへば、我等の子弟、少年少女の問題である。國家の興隆を思ひ、民族の發展を念する國民は、如何なる場合でも、その第二の國民、即ち青少年の問題を最も重視する。世界大戰に敗れて破局に瀕したドイツが、先づワングーフォーゲル運動によつて健全な青年を養成することを考へ、更に、ヒトラーに至つては、例のヒトラー・ユートゲントを以つて、青少年の鍛錬に乗り出したばかりでなく、實に彼の新興大ドイツ建設の礎石としたのである。世界列強の暗然たる中に、中歐に勃を

稱へんとする大活躍の基礎は、實に此處に築かれたといつてもよい。大戰後、國內には榮養不良の虛弱兒と、戦前の四萬から約十萬人に増加した不良少年とが、ろよろとしてゐた懶れなドイツが、強健な肉體と激烈たる精神とを具へたヒトラー・ユートゲントに變つた時、既に、今日の大發展は約束されてゐたといへよう。

洵に、青少年を愛護する國は興り之を放任する國は亡びる。

### 二 少年犯罪の增加

近代の文明諸國に於いては種々の生活關係が複雜錯綜し、個人主義的な生存競争が否應なしに人々の生活を引ずり廻してゐたために、その裏面に於いては、教育的に遺棄の状態に置かれる子供たちが社會の片隅に堆積されていった。かくして子女不良化の現象は、悲しまべ

きことには、文化の程度の高い國ほど増加しつゝあるといふ、まことに奇異な事實を生んでゐたのである。我が國も從來遺憾ながらこの例に洩れなかつた。

全因少年犯別開  
昭和六年 四一、七四三 — 昭和八年 四七六九

昭和七年 四二、五八六 — 昭和十年 五四〇三

五二、五五三

文化・教育その他諸般の進展にもかゝらず、右表の如く犯罪少年は蔓延すべき増加を示してゐる。更にその外に、犯罪に至らぬ不良少女が澤山ることを考へれば、これらの少年に對して保護の手をさし伸べることが最も大切な國家的任務であることはいふまでもない。

### 三 我が國の少年保護事業の現状

我が國の少年保護事業は、大正十一年四月十七日を以て歴史的展開を遂げた。『愛の法律』少年法がこの日公布され、國家自らがこの重要な事業に積極的に、組織的に乗り出す決意を示したのである。(四月十七日を少年保護記念日と定めたのはこの故である。)

この少年法に基いて、國家の少年保護事業の中心機関として、少年審判所があり、犯罪少年少女及び犯罪を犯す虞れのあるはゆる不良少年少女に保護を加へ、そ

れを矯正導導して、健全有為の日本人となし、一面國家の人的資源を増強し、他面、社會を犯罪の危険から防衛する事業を實施してゐる。

現在、我が國には、東京・大阪・名古屋・福岡の四少年審判所があり、三府十一縣が少年法の恩恵に浴してゐるが、他の一道三十二縣の少年達がこの恩澤から除外され、ある事は遺憾である。

満十八歳未満の少年少女で、罪を犯し、又は犯す虞れる者は、保護を加へられ、もし必要があれば、その保護は満二十三歳まで繼續出来る。少年審判所では、先づ、少年の心身の状況、家庭その他環境について、正確細密な調査を行つてから、最も適切な保護指導の方法を決めて實施に移す。これを保護處分といひ、(一)訓諭(二)校長の訓諭(三)書面による改心の誓約(四)條件付で保護者に引渡す(五)寺院・教會・保護團體又は適當な者に委託す(六)少年保護司の觀察に付す(七)感化院・少年教護院(八)矯正院(九)病院に送る等の方法の中、最も適切なものを選ぶ。

少年保護司は、少年を家庭に、就職先に、平賃通りの生活をさせながら、たえず觀察保護指導し、悩み多き少年

の日によき相談相手となる。矯正院・保護團體等では少年を收容し、勤労作業及び實科教育並びに日常生活を通じ、嚴格な規律の下に訓練して過去の惡習を打破し健全な國民に更生せしむべく努めてゐる。この少年審判所を中心とする少年保護事業は、少年法施行以來さまでの躍進を遂げ、毎年萬餘の取扱少年の大半を忠良有為の國民として更生せしめてゐる。

第一の誕生期にある青少年の心身は伸びゆく若木であつて、曲り易くもある代り矯め易くもある。司法少年保護事業の可能性はそこに根據を置いており、このやうな少年保護事業の效果と意義とが一段と強く認められるに至つたのは今度の長期建設戦である。

### 四 不良少年は更生する

今次聖戰に會して、大和民族は鉄かしい眞似を現したが、不良少年と雖もまた日本人であった。人的資源増強の國策に順應すべく全力を保護指導にそいだ我が少年保護事業は、遂に不良少年の内に眠る日本民族の魂を呼び覚すことに成功した。

小遣錢を節し食を節しての國防獻金、傷病兵慰問、

或ひは出征家族への努力奉仕、神社清掃、公共土木工事参加、關西某所の少年たちの権原神宮神域擴張工事奉仕隊參加、收容少年たちの軍需品製作勤労。

然し少年達の純情は遂に止まらず、自らの罪多き身にもかゝらず、陛下から大御寶として慈み賜はる日本國民の光榮に感激し、私も大日本の若人であるからには、銃を執つて大陸に陛下の御盾となるんとの熱望は續出した。保護少年中昨年に於いて現役志願の熱望をもつたものは判明してゐるだけで二百七十二名に上り、受験合格して帝國軍人として奮闘してゐる者百六十四名である。本年に至り志願希望者は急激に増加しつゝある。最古の少年保護團體の一たる某所では一ヶ所だけで既に百名以上の現役志願を出してゐる。

(輝かしき武勲の例) 右團體の保護少年の一人、剛健な精神と激刺たる身體を同所獨自の猛訓練で鍛へ上げた彼は止み難き愛國の熱情から海軍に現役志願し、忽ち頭角を現はして最もすぐれたパイロットとなつた。人は、今次事變當初の支那機の悪虐なる上海直撃に憤慨した記憶を持つであらう。この翌日、あの我が海軍機の第一回敵首都渡洋爆擊の大壯行の中に、實に彼の鋼炎たる操

フランスに於ける世界大戦前後の犯罪情勢

年次	一般犯罪			少年犯罪	備考
	件数	率増加	女性犯罪		
西暦 一九三一年	二二、六二	一二	一〇	一八〇	一〇
一九三四年	二三、五七	一三	一一	一九九	一〇
一九三七年	二四、二六	一四	一二	二〇〇	一〇
一九三九年	二六、五五	一六	一四	二一〇	一〇
一九四六年	二七、一〇	一七	一三	二一〇	一〇
一九四八年	二八、二二	一八	一五	二一〇	一〇
一九四九年	二九、三五	一九	一六	二一〇	一〇
一九五〇年	二九、四八	一九	一七	二一〇	一〇
一九五一年	二九、五五	一九	一八	二一〇	一〇
一九五四年	三〇、六一	二〇	一九	二一〇	一〇
一九五五年	三一、六九	二一	二〇	二一〇	一〇
一九五六年	三二、七五	二二	二一	二一〇	一〇
一九五七年	三三、八四	二三	二二	二一〇	一〇
一九五八年	三四、九二	二四	二三	二一〇	一〇
一九五九年	三五、九九	二五	二四	二一〇	一〇
一九六〇年	三六、九九	二六	二五	二一〇	一〇
一九六一年	三七、九九	二七	二六	二一〇	一〇
一九六二年	三八、九九	二八	二七	二一〇	一〇
一九六三年	三九、九九	二九	二八	二一〇	一〇
一九六四年	四〇、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九六五年	四一、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九六六年	四二、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九六七年	四三、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九六八年	四四、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九六九年	四五、九九	二九	二九	二一〇	一〇
一九七〇年	四五、九九	二九	二九	二一〇	一〇

のが相ついで現はれ、昨年中の調査で判明したもののみでも、百七十六名に上り、五十三名は既に大陸の職業に就いてゐる。本年は更に増加の傾向にある。

時局に目ざめた少年達の第三の進路は、鉄道産業戦線への参加であつた。訓練を終つて立派な青年となつた彼等の多數が、生産力擴充の大國策の下に、日夜倦まずに勤労し、いくらかの不安をもつてゐた工場主を感嘆せしめてゐるものが多い。殊に保護少年中には、特殊の才能をもつものがあり、技術の方面でもすぐれた成績を上げてゐる。

特異な例として、半島少年保護の某團體がある。彼等

が見出されたのである。爾來敵機を撃墜することと幾多、その精神手腕は認められて今や母國の○○飛行基地に教育の重大任務を果してゐる。

某保護少年は、その更生の努力により優秀な軍人となり、其の後某篤行家の養子に望まれ、國策善行賞を受け除隊後某篤行家の養子に望まれ、國策飛行機會社に職工として入るや忽ち認められ、現在職工組長として抜擢されてゐる。

これ等の愛國の効果は、一方止むに止まぬ大陸への發展の願望となつて現はれた。即ち大陸進出、滿蒙開拓の戦士として、大和民族發展のさきがけとならんとするものは語つてゐる。

年次	一般人員			少年員	備考
	件数	率増加	女性員		
西暦 一九三三年	五五、五七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三四年	五四、五六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三五年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三六年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三七年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三八年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三九年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四〇年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四一年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四二年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四三年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四四年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四五年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四六年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四七年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四八年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九四九年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九五〇年	五四、五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

併しこゝに、特に注意を要するのは、戦争末期及び戦後における不良少年の増加現象である。世界大戦當時のフランス・ドイツ等の實例から、われくは今こそ豫め覺悟を決めねばならぬ。満洲事變前後の犯罪情勢はこれを示唆する。

これを見るといづれも戦争末期から戦後にかけて、特に不良少年の激増することがわかる。我が國に於いては、比類なき國體の下に、幸ひに未だその現象を見ないが油斷は禁物である。父兄の出征、婦人の社会的進出、産業への少年労働者の著るしき就業、轉失業その他の社會不安等、少年少女を不良化させる原因是ます々増加しつゝある。

我が國は今、長期建設戦下大和民族の総力を擧げて聖業貫徹に奮勵してゐるのであって一人の子女をもこの國民精神總動員の大行進から落伍させてはならないのである。

今や、我が國は、青少年の健全性を最も要求する時代に際會してゐるのである。この秋こそ、われくは、われわれの子女を犯罪から保護し、不良化を防止すると共に、更に進んで、剛健なる精神と激烈たる肉體を持ち、三千年の光榮ある大和民族の魂を、その熱血にたぎらせた「日本人」に説き育てねばならぬ。

年次	満洲事變前後の犯罪情勢			備考
	有罪總人員	增加率	件数	
昭和三年	九九五、三八一	一〇〇	一一〇	
四年	一〇八〇、一七〇	一一〇	一二〇	
五年	一〇七三、八六〇	一一〇	一二〇	
六年	一一〇二、八〇一	一一〇	一二〇	
七年	一一〇六、八四七	一一〇	一二〇	
八年	一一〇六、九四六	一一〇	一二〇	
九年	一一〇〇、一七六	一一〇	一二〇	
十年	一一〇〇、一七六	一一〇	一二〇	
十一年	一一〇〇、一七六	一一〇	一二〇	(上海事變)



## テレビジョンの話

遞 信 省

### 一 はしがき

ラヂオによる放送が發達しなかつた時代には、講演を聞くにも音樂を聞くにもわざと會場まで行くか、或ひは豫じてレコードに吹込んだものを蓄音機にかけて楽しむより方法がなかつたのであります。ところがラヂオといふ便利なものが出来てからは、居ながらにして遠く支那の

疇野に正義のため、東洋平和のために活躍される勇士の方々の實況まで知り得るやうになりました。一方、有線及び無線による通信網の完成によつて國內は勿論、世界のあらゆる場所の出来事が

極めて短時間に逐一日々の新聞に報道され、しかも最近ではこれらの記事を「脣に正確且つ有效地に傳へるため有線はもより無線による寫眞の傳送が行はれるやうになり、近くは海南島無线上陸のニュース、寫眞が臺北から無線によつて傳送され、皇軍士の奮闘と支那良民の歓迎振りは餘後國民に深い感激を覺えさせたのであります。

かやうにわれくは或ひはニュース写真によつて、或ひはラヂオの放送によつて、いろいろの出来事の實況を見たり聞いたりすることが出来ますが、寫眞は現じめフィルムに記録したものであり、ラ

ヂオでは音だけを今まで見ることは不可

能であります。もしわれくがこれらの

實況をラヂオで聞くと同時に何等かの

感動ほんとに大きいことでせう。テレ

ビジョンは、實に、こんなわれくの大

方法で直接われくの眼に映して見るこ

とが出来たとすれば、われくの受ける

感動ほんとに大きいことでせう。テレ

ビジョンは、實に、こんなわれくの大

力なのであります。

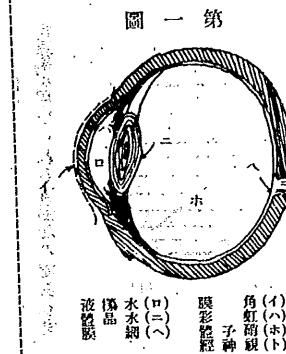
### 二 テレビジョンの原理

テレビジョンの原理はわれくの眼の

眞によつて、或ひはラヂオの放送によつて、いろいろの出来事の實況を見たり聞

いたりすることが出来ますが、写眞は現

じめフィルムに記録したものであり、ラ



第一圖

二

走

方

第一圖

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

方

二

走

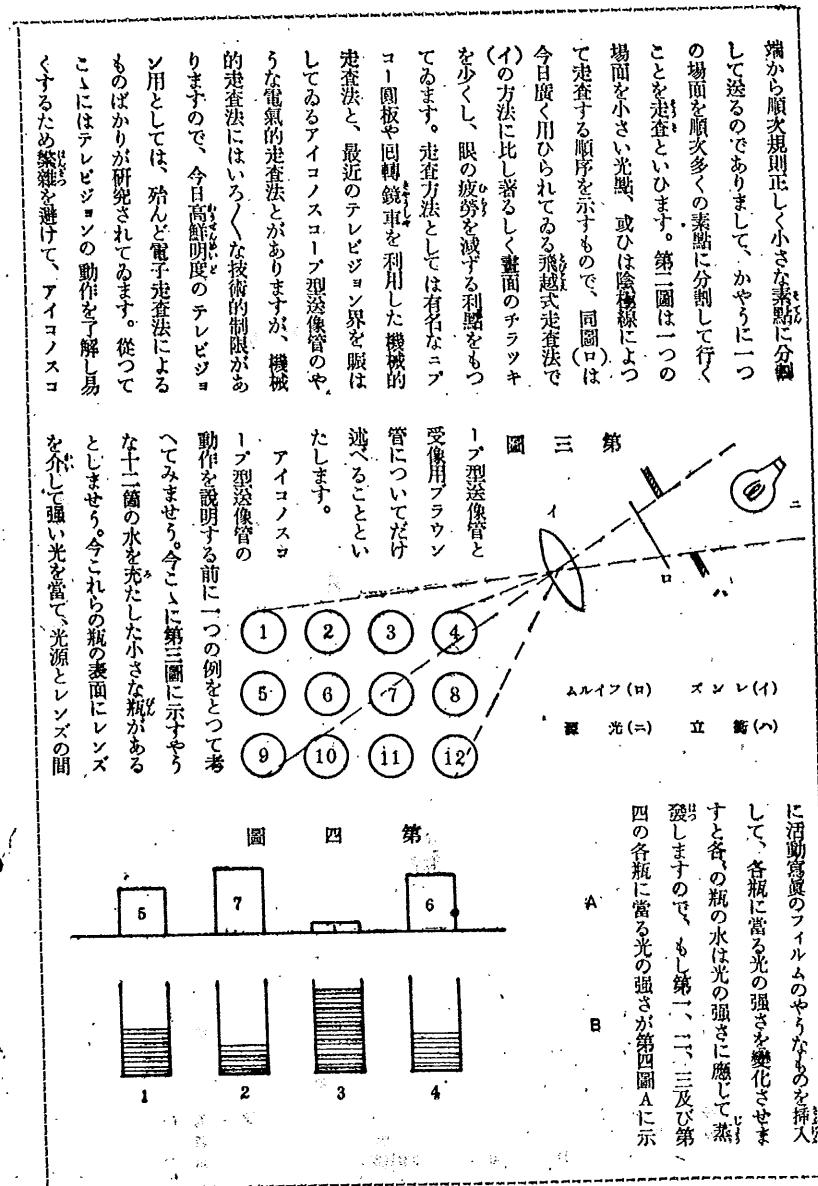
方

二

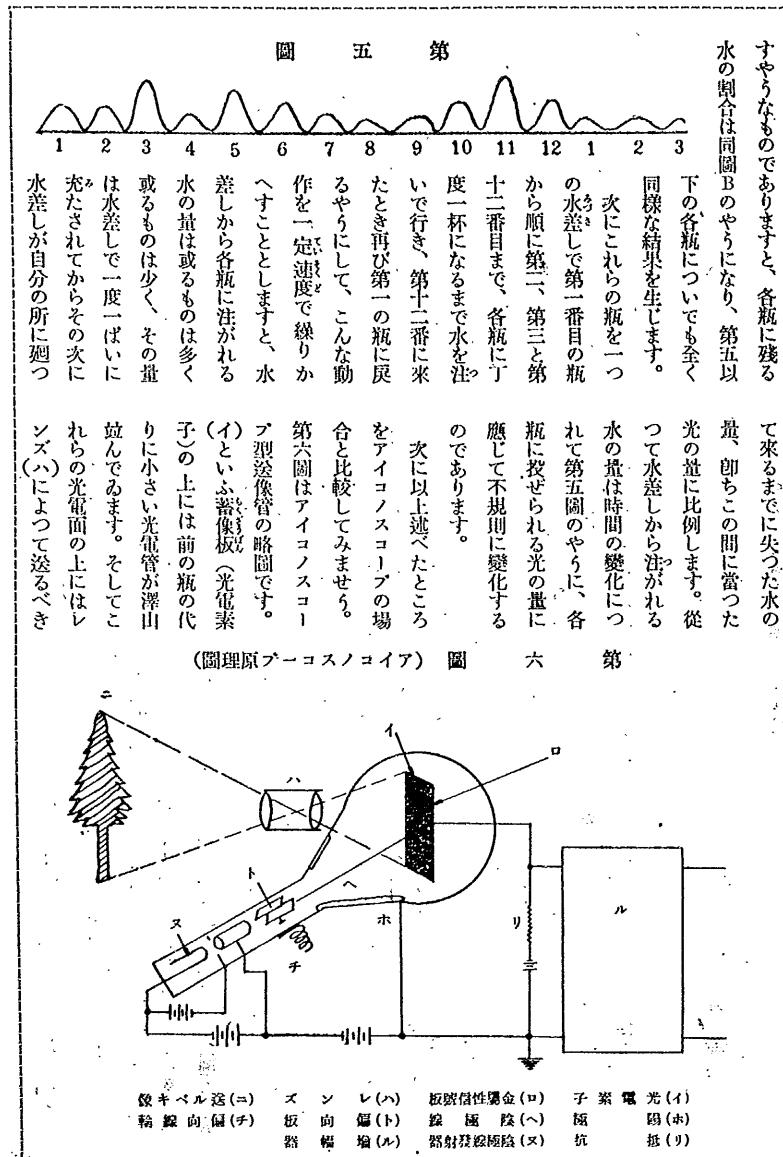
走

方

いふ言葉が用ひられる理由なであります。  
レンズ系は、寫眞機を取扱はれた方は  
よく御存じのやうに、送らうとする景色  
なり人物なりの像を送信板の上に結ばせ  
る用をなすもので、光電管は光を電流に  
變へる役をする一種の二極管です。即  
ち光電管の陰極面に光を反射したしま  
すと、その陰極面からは入射光線の量に  
比例した電子と呼ばれる負の電氣を帶び  
た微粒子が逃げ出します。この光電管と受  
像装置との間に眼の視神經維のやう  
に連絡する装置を構成するのであります。  
非常に多くの連絡線を備か一對の線に  
つながりますが、かやうに多くの連絡線を幾  
十糸或ひは幾百糸も離れた地點の間に設  
けることは極めて困難なことであります  
ので、實際には一對の連絡線によつて傳  
送してゐるのであります。ではどうして  
こんなに多くの連絡線を備か一對の線に  
つながりますか? それは代表し得るかといふことになります。  
場合と同様に、送るべき場面はその場面  
の各部を同時に傳送するのではなく、一  
が、これがテレビジョンに於いて走査と  
しに脳の役をする受信装置を必要とす



(14)



(15)

すやうなものでありますと、各瓶に残る水の割合は同圖Bのやうになり、第五以下の各瓶についでも全く同様な結果を生じます。

次にこれらの瓶を一つずつ水差しで第一番目の瓶から順に第一、第二、第三と第十一番まで、各瓶に丁度一杯になるまで水を注いで行き、第十二番に来たとき再び第一の瓶に戻るやうにして、こんな動作を一定速度で繰りかへすこととしますと、水の量は或るものは多く或るもののは少く、その量は水差しで一度一ぱいに差たされてからその次に水差しが自分の所に廻つ

て来るまでに失った水の量、即ちこの間に當つた光の量に比例します。従つて水差しから注がれる水の量は時間の變化についてみませう。今こゝに第三圖に示すやうな十二箇の水を充たした小さな瓶があることをさせう。今これらの瓶の表面にレンズを介して強い光を當て光源とレンズの間

を介して強く光を當て光源とレンズの間

くするため繁雑を避けて、アイコノスコ

ープ型送像管のやうなものを挿入して、各瓶に當る光の強さを変化させますと、各の瓶の水は光の強さに應じて蒸

発しますので、もと第一、二、三及び第四の各瓶に當る光の強さが第四圖Aに示す。

第三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第二十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第三十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第四十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第五十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第六十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第七十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第八十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十五圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十六圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十七圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十八圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第九十九圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一百圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一百一圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一百二圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一百三圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。

第一百四圖はアイコノスコープ型送像管の略図です。





## 轉業對策の新施設

新編卷之三

商工省轉業對策部

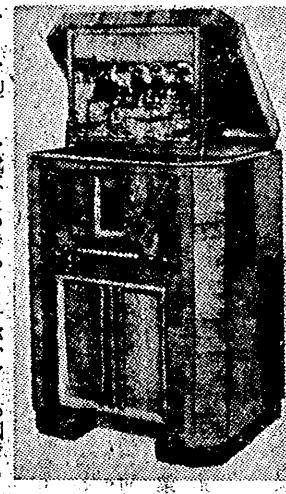
支那事變の進展に伴つて昨年七月以降一段と強化された物資動員計畫の遂行により、商工業者の中でも、相當多數の休失業者が發生すべき状勢に立ち至つたため、之に對して速かに事業の維持又は轉換その他必要な對策を講じて、これ等の商工業事業主及びその従業員家族等の生活を安定せしめることが急務となつたのであるが、政府では昨年九月末、事業主の營業の維持轉換對策を講ずる専門の部局として、商工省に轉業對策部を設け、次いで從業員の失業對策を講ずる部局である厚生省の失業對策部その他の中中央地方の關係行政機構を整備して、銳意轉失業對策の實施に努力した。

しては、現在の事業維持を主眼とするが、事業の維持が困難な場合又は困難でなくとも積極的に轉換を適切とする場合には、事業轉換を促進することとし、轉換の目標としては、物資配給が比較的潤澤であり又は原料自給の可能な方面、即ち軍需品、輸出品及び代用品の各關係産業の三方面への轉換を圖つたのである。(昭和十三年十月十九日發行週報第一〇五號掲載の「轉業對策」參照)

その後の失業状況は、幸ひにして當初危惧されたやうな、急激な社會不安を招來することもなく、むしろ現在では、失業者數から見ると、やゝ小康を得つゝあるやに認められる。併しながら、今後は、昭和十四年度新物資動員計画の一段の強化その他の關係から事態が更に深刻化する虞れがあり、殊に勞務者よりは、事業主に於いて一層影響が深刻となる虞れがあるので、之に對應すべき轉業施設としては、既存の施設を本年度に於いても擴充實施する必

即ちアメリカではフルソスウワース型及びアイコノスコープ型送像管の初期的な発明をなすと共にテレビジョン實施に伴ふ種々の技術的問題の研究に對して熱心な研究を行つてゐるのであります。來る四月三十日ニューヨークに開かれる萬國博覽會にはテレビジョンの放送が計畫され、相當數の受像機が製作されてゐるやうに傳へられてゐますから、この博覽會を契機としてアメリカのテレビジョンは更に發達の歩を進めることでせら。イギリスでも早くからテレビジョンの研究を行ひ、ロンドン郊外のアレクサンドラ・パレスの放送所からペアード會社とマルコニー會社の二つの方式によつて

試験的に行進放送を行つた。これが放送は、まず、その後ペアーメでマルコニー会社のして試験放送を行つた。これらの放送は、分けて行はれ、プロダクションニース、商業ショー、各種運動競技の中継放送等であります。フランスでも有名なエッフェル塔に超短波の放送設備を行ひ、機械的走査方式によつて放送を行つてゐたのであります。最近はドイツでビックにテレビジョンを製して競技の模様を無線で放送したことほど



## 以上テレビジョンの現状について大要

# અનુભૂતિક વિજ્ઞાન

要があるのは勿論、更に新たな對策施設を講ずる必要がある。

#### 既存轉業施設の擴充

先づ本年度に於いて實施せんとする既存施設擴充の概略は次の通りである。

第一に、休失業及び轉業對策の調査については、昨年十一月全國各地方廳より調查報告書を提出せしめる一方、本省から係官を各地方に派遣して實情調査を進めるともに、昨年十一月より厚生省と連絡して、各地方廳から事務關係失業狀況月報を毎月報告せしめてゐるが、これらの調査は今後も一層正確精密を期するとともに後に述べる商工更生委員制度の活用によつて一層調査を徹底的に行ふ豫定である。

第二に、商工相談機關の整備擴充については、昨年度三十二道府縣に設置した中央商工相談所を全道府縣に設置することとして補助金も約二十六萬七千圓に増額するとともに、市、商工會議所その他の商工團體の經營に係る一般商工相談所に對する補助金も四萬圓より七萬五千圓に増額した。

五十二萬圓を交付したが、本年度も引續き同額の補助金を計上してゐる。

第八に、轉業に必要な技術の指導のための施設としては、先づ技術指導の地方專任職員設置費として約十七萬圓、轉業技術講習會費として十萬圓を補助する外、指導職工養成として約四萬三千圓の補助金を工業組合に交付して、組合員の子弟又は從業員中より優秀な者を選抜して之を各種試驗研究機關・學校・機械的工場等に委嘱して技術を訓練し、以つて指導職工の養成をなさしめ、技術の改善に努めしめることとした。なほ又、設備改善費として約八萬四千圓の補助金を地方廳を通じて中小工業者に補助することとした。

以上の諸施設の外、見本展示會の開催等の施設も本年度も引續き實施する豫定である。

#### 轉業對策の新施設

轉業對策の既存施設擴充の概要は大體以上の通りであるが、今までの對策實施の結果に従するときは、未だ不充分の點がないでもない。殊に休失業狀態の調査、零細小工業者の對策、金融の促進、受注の圓滑等の諸點に

第三に、注文の配分調整については、先づ地方廳に約三十三萬五千圓の補助金を交付して受注斡旋の専任指導職員を設置し、また二十五萬二千圓の補助金を以つて、製品規格の検査設備費を道府縣に補助し、更に受注斡旋協議會費として一萬三千圓を補助することとした外、工業組合中央會支部に受注斡旋の専任職員を設置せしめるため約七萬八千圓を交付することとした。

第四に、物資の配給斡旋施設として轉業至難の者に對して少量原材料の配給を斡旋して來たが、これも引續き本年度も實施することとしてゐる。

第五に、轉業資金の融通に關しては、昨年度に引續き總額二千萬圓の中小商工業轉換資金の融通、中小商工業振興資金の利用、道府縣及び六大都市の中小商工業資金融通損失補償制度及び國の再補償制度の活用等の諸般の方策を講ずるの外、更に後に説明する新施設をなすこととなつた。

第六に、轉換に要する工業組合共同施設費の補助として、總額四百二十萬圓（軍需品三百二十萬圓、輸出品及び代用品各五十萬圓）の補助金を支出する外、追加豫算として後に述べるやうな新施設をなすこととした。

第七に、轉換に必要な見本製作の経費に對して補助金

施設の徹底しない憾みがあつた。速かにこれらの方策に對して更に新規の施設を講ずる必要が認められるので、昭和十四年度追加豫算として、これ等の新施設に要する經費約百八萬圓を計上したが、新施設の内容は概略次の通りである。

#### (一) 商工更生委員の設置

休失業者の事業の維持及び轉換を圖るに於いては、轉業對策の基礎となるべき實情の詳細な調査を常時整備して置く必要があるとともに、個々の業者に對し出来るだけ懇切な指導斡旋の勞を執る必要がある。殊に地方の個々の零細な極小工業者の困難な状態は、容易に表面から察知しえない場合が少くないので、市町村に新たに商工更生委員を設けて、その活動に依り轉業對策の實施を一層促進且つ徹底的ならしめることとし、この委員の組織する委員會に要する経費を地方廳に補助するため、約二十四萬三千圓の補助費を追加豫算に計上した。

商工更生委員は、物資需給調整に伴ふ商工業者の休失業狀況の調査と、休失業者の事業の維持及び轉換に關する指導及び斡旋を主たる職務とする名譽高い委員である。委員は地方長官の選任に係り、その定数は地方長官がその定めた

商工地區毎に決定する。選任の方針その他の具體的細目は、近く指示せられる豫定であるが、要はその地方の經濟事情に明るい人格識見經驗に於いて優れた人物を選ぶこととなる。この委員は、各商工地區毎に、商工更生委員會を組織し、委員會は地方長官監督の下に職務上の聯絡を圖るものであり、必要に應じて、關係廳の官吏、市町村長、商工會議所役員その他第三者をも、隨時委員會の組織に參加せしめることとなる。

委員會の設置數は大體千二百位の豫定で、六大都市に於いては各區に一ヶ所、六大都市以外の市では平均二ヶ所、町は全國總數の約半數に對して平均一ヶ所とし、村についても必要に應じ設置せしめる方針である。

(二) 弱小工業者の特別助成施設  
工業者の中では資力が極めて薄弱ないはゆる弱小工業者は、資金に乏しく設備や技術も劣悪のために、轉業は極めて困難であつて、その對策は最も急を要するものであるが、從來これに對する施設が未だ不充分であつたので、かかる弱小工業者に對して特別の助成施設を講じて、その更生振興を圖るとともに、これ等業者を生産力擴充等の時局目的に向つて動員し再組織する必要がある。

(三) 受注の促進に関する新施設  
中小工業者の轉業目標の第一の分野は、いよまでもなく軍需品關係工業への轉換であるが、近時中小工業者の組織する工業組合又は聯合會に對する軍需品の發注額は、相繼し以つて生産力擴充に資することとし、その設備の設置に要する費用に對し補助するため、補助金約七十五萬圓を追加豫算に計上したのである。

### (三) 受注の促進に関する新施設

從つて、軍需品の受注に關する諸般の手續、上發注者の側である陸海軍の作業廳及び發注大工場と、受注者の側である道府縣及び中小工業者との間に一層緊密な聯絡を保

そこで、以下のやうな新施設を講ずることとし、その所要經費約七十八萬八千圓を追加豫算に計上した。この施設は、工業組合法の改正に伴う工業小組合制度の創設と相俟つて、極小工業者の組織化、その集團的轉換に資するところ大なるものありと期待される。

(1) 地方指導職員の設置  
弱小工業者の轉業促進を指導するために、弱小工業者の比較的多いと認められる主要府縣に、約三萬三千圓の補助費を以つて、專任職員を配備し、弱小工業者の組織化を圖り之を統制訓練するとともに、弱小工業組合に對する共同設備の貸與、技術指導等の事務に當らせることとなつた。

(2) 工業組合に對する共同設備の貸與  
いはゆる弱小工業組合の組合員は、資力極めて薄弱であつて、組合の共同設備に依つて、轉換を圖らうとして、自力で設備を設置することは、殆んど不可能の場合が多い。従つて、從來のやうに、單に工業組合自體をして、共同設備を設置せしめ、その經費の一部を組合に對して補助するのみでは、設備の設置は困難であつて、轉業を促進出来ぬ感みがあつた。  
そこで、之に對する新方策として、地方廳をして共同作業

持して、受注の斡旋及び注文の配分調整を圖り、製品の規格・納入期限等に關する監督指導等を一層徹底的に行ふことが急務である。

そこで、陸海軍作業廳や太工場等の存在する主要都市に、共同受注事務所を設置して、商工省嘱託をその所長に任じ、その經費の一部を補助することとして、事務費及び補助費を併せ約五萬三千圓の經費を追加豫算に計上したのである。共同受注事務所の設置豫定地は、大阪、東京、府縣共同で利用するものである。

### (四) 金融の促進に関する新施設

中小工業者の事業の維持又は轉換のために要する資金としては、昨年十月、預金部からも低利資金三千万圓を、いはゆる中小工業轉換に要する資金として、設定せられたが、これ等の轉換資金の融通は、金融機關の貸出警戒、利子の高率等の理由によつて、資金の利用状況は必ずしも良好ではない實狀であるため、金融促進に付き一層適切な施設を講ずる必要がある。

右の対策として、昭和十二年度追加豫算を以つて、從來の中小商業資金融損失補償制度を強化し、從來國庫

の再補償限度は年度別五百萬圓であつたがこの限度を撤廃して、実施期間(五ヶ年)を通じて二千五百萬圓(融通總額一億圓)の限度の下に各種資金を融通し得ることとした。更に今回、中小商工業者に対する資金の融通に関する損失補償制度を次の如く一段と強化することとした。

從來、中小商工業資金融通により、金融機關が損失を

受けた場合は、道府縣(又は六大都市)が之を補償し、國庫

は道府縣(又は六大都市)の損失補償を再補償する建前であ

つたが、之を次の如く改めた。

政府が、その指定する金融機關(差當り商工組合中央金庫に限る)と直接損失補償契約を結び、金融機關が、資金融通によつて損失を受けた場合に、政府は、金融機關の貸付金額の三分の一を限度として、總額二千萬圓を限り、該金融機關に對し、補償料を徴しないで、その損失の全額を補償することとし、之に伴ふ豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲し得るものとしたのである。

また從來、中小商工業資金融通損失補償制度の下に於ける金融機關の貸付には、道府縣(又は六大都市)に於いて損失補償料を徴し、その一部は更に、國庫に於いて再補償料として收納したが、右補償料は國庫再補償料と併せ

て、最高一分五厘となり、資力薄弱な中小商工業者には、相當重い負擔であつた。殊に轉業當初には必ずしも利益が多いとは認め難い關係もあるので、中小商工業者の業務轉換資金の損失補償に付いては、國庫で再補償料を徴收しないこととし、尙ほ道府縣(又は六大都市)に於いて徵收してゐる損失補償料の撤廃方に付いても目下關係方面と折衝中であり、之によつて、中小商工業者の業務轉換資金に付いての利子負擔は、一段と輕減せられ、金融の促進に資するところ大なるものありと認められる。

## 結語

以上で、本年度に於ける轉業對策の諸施設の概略を述べた譯であるが、昨年度來の施設の擴充に加ふるに、新施設として、追加豫算約八萬四千圓を通常豫算に合計するときは、約七百四十三萬圓の經費となり、之に豫算外國庫負擔の補償限度二千萬圓を併せるときは、これ等諸施設の實施により、從來不備であった金融も促進せられ、受注も圓滑となり、又刻下の急務たる弱小工業者の助成も促進せられることとなるべく、將來に於ける情勢の變化に即應して又必要な施設は、今後も積極的に實施する方針である。

# イラン國事情

外務省情報部

来る四月二十一日、イラン國の首都テヘランに於いて、同國皇太子モハメド・レザ・パラヴィ殿下とエジプト國皇妹ファウジア内親王殿下の御婚儀が行はせられるのであるが、挙式よりではこのアジアの友邦の祝典を慶賀遊ばされる思召があり、特に現イラン國駐在の中山公使を特派大使として参列せしめられる旨の御沙汰あらせられた。東亞に於ける新秩序建設の聖戰が戦はれつゝある折から、日本とイラン國との國交が、かくてますく親善を加ふることは、まことに重大なる意義を有するものである。

イラン國は昔のペルシア國であつて、面積百六十四萬五千平方糸、人口一千五百五十萬を有する獨立の立憲帝國である。

イラン國は北緯二十五度から四十度までの間に(我が國の

青森から沖縄まで)位してゐるが、國內が大高原地帶、森

林地帯及び平野の三地帯に分かれてゐるので、氣候は地方によつて著しく異なり、概して南方の高原地帯は寒暑の差大きく大陸的氣候であるが、北方の低地は濕潤が多く夏は暑さが甚だしいが冬は溫暖である。西部から南部にかけて山岳地帯であり、東南の大半は高原地帯である。平野は北方の裏海岸の沿岸と南方のペルシア灣沿岸にあり、裏海岸と中央部のエルブルス山脈との間は森林地帯である。

憲法の第一條に『國教は回教シヤー派とす。』と定められており、全人口の九割がシヤー派の回教徒であるが、八十萬乃至九十萬のグルド人は回教のスンニ派に屬してゐる。その他火教、キリスト教、ユダヤ教、ハイ教なども多少行はれてゐる。いはゆるペルシア人なるものはアーリアン族を初め、トルコ・グルド・アラビア・トル・蒙古(トルクマーン)族等から成つてゐり、少數民族として約六萬のアルメニア人、四萬乃至五萬のユダヤ人及び三萬のアッシリア



人等が居り、外國人としては約一萬の白系ロシヤ人(内約二割五分はイラン國籍を有してゐる)を最多とし、ドイツ人の二千これに次ぎ、イギリス人三百、ソ連及びイタリイ人各二百、フランス人百五十に過ぎず、その他は極めて少數である。

二  
古く、西暦紀元前七二〇年頃にヘルシテ湖に臨むペルシスを本據としてイラン人によつて建てられたものであると傳へられてゐる。以來、三世紀近くバビロニア、及びアッシリアに從屬し、後にメデアに屬してゐたが、紀元前五五〇年に過ぎず、その他のは極めて少數である。

三  
イランの建国は頗る勢力に支配されるに至つた。

その後カザール・エド・ディンの治世(一八九六—一九〇七)に内政が紊亂を極めたので國民主義運動が勃興し、憲政制定を要望する聲が盛んとなり、一九〇五年に憲法が制定されたが、一九〇七年には國民主義者のクーデターが行はれアーメッド・ミルサが擁立された。併しこの時代か

(28)

らペルシアを繞る英露獨の角逐が激化し、歐洲大戰の結果、ロシヤに代つて英國が殆んど保護國化さんとしたのであつた。

然るにロシヤの革命、トルコの復興等に刺戟され、内政の改革、國權の回復を要求する國民議會は、一九二四年十二月、首相たりシリザ・カン・パハラヴィを皇帝に推戴し、パハラヴィ王朝始てたのであつた。これが即ち現皇帝のレザ・シャー・パハラヴィ陛下である。一兵士から身を起したペルシア近世の英雄であり、全國民の德望を一身に集め、新興イランの偉大なる指導者である。

かくて現皇帝陛下即位以來、大いに内政は改革せられ、國權は回復され、西南アジアの雄邦として國威は揚り、一九三六年三月には單なる地方的稱號に過ぎなかつた「ペルシア」を改めて「イラン」と國號を定め、輝かしき復興躍進を示してゐるのである。

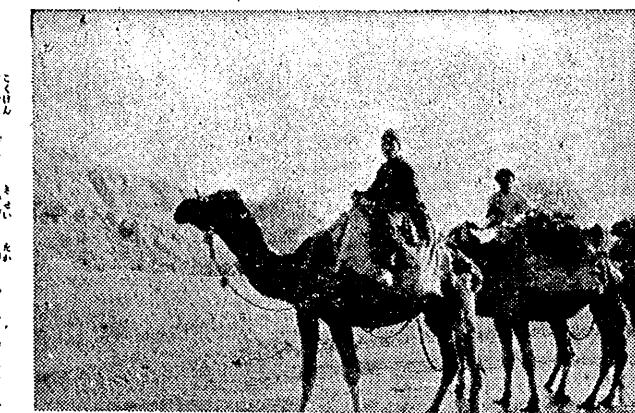
三

ペルシアに對して最も早く交渉を持つたのはボルトガル人で、一五〇五年にペルシア灣のボルムス島を占領し、爾來二世紀に亘つて支配したのであつたが、十七世紀に至

つてアメリカ人及びオランダ人が渡來するに及んでボルトガル人の勢力は衰退した。次いでイギリス人も勢力を得るに至つたが、一六六四年フランスが東印度會社を設け、またナポレオン一世が印度攻略の前進基地としてペルシアを手に入れるために、カザール・エド・ディンの治世(一八九六—一九〇七)に内政が紊亂を極めたので國民主義運動が勃興し、憲政制定を要望する聲が盛んとなり、一九〇五年に憲法が制定されたが、一九〇七年には國民主義者のクーデターが行はれアーメッド・ミルサが擁立された。併しこの時代か

つてアメリカ人及びオランダ人が渡來するに及んでボルトガル人の勢力は衰退した。次いでイギリス人も勢力を得るに至つたが、一六六四年フランスが東印度會社を設け、またナポレオン一世が印度攻略の前進基地としてペルシアを手に入れるために、カザール・エド・ディンの治世(一八九六—一九〇七)に内政が紊亂を極めたので國民主義運動が勃興し、憲政制定を要望する聲が盛んとなり、一九〇五年に憲法が制定されたが、一九〇七年には國民主義者のクーデターが行はれアーメッド・ミルサが擁立された。併しこの時代か

(29)



ギリスは一九一九年の條約を以て事實上の保護國たら

しめようと計つたので

あつた。

然るに、

ペルシアに

於ける國民

主義運動の

勃興は、一

九二二年の

ソ聯邦との

條約を端緒

として國權回復の氣勢を昂め、一九二七年の不侵略條約を

結んだ以後はソ聯の勢力は後退した。また、一九二九年の

カシュカイ族の叛亂に關してイギリスの陰謀が暴露するや

イギリスに對する反感が激しくなり、だんぐりイギリスの勢力も弱くなつて來たが、然しそうイラン産業の生命にも等しい石油に對する全權力と、金融に對する大きな支配力を持つてゐるのである。

(30)

最近に於ける回教諸國の勃興に伴ひ、トルコと共に先進國としてイランの地位は非常に重要視されてゐるのであるが、一九三七年四月トルコ・イラク及びアフガンの諸國と、いはゆるイスラム四國不侵略條約を結んでその地位を強化し、昨三八年七月には今度御婚儀が行はれる皇子とエジプト國皇太子との御婚儀が成立したのである。しかも、イランは回教のシャー派に屬し、エジプトは同じ回教ではあるがスンニ派に屬しており、從來この異派の間に結婚などを行はれることが無かつたのであるにもかくはらず、この英斷が行はれたことは、各方面から非常に注目されているのである。

#### 四

イランの政治は一九〇五年に發布された憲法に基づいて、上下の兩院を通じて立法権が行はれ、上院は勅任にて、下院は選出される。十五人の議員と、テヘラン及び各地方から選出される

間及びテヘラン——ベルリン間の定期航空が行はれてゐる。

イランは石油を以つて有名であるが、その他に銅、石炭、銅鉛、岩塩、水銀、錫等相當豊富であるが未だ開發されてゐない。石油は米ソに次いで全世界產油額の三・五・ペーセントを產出し、その埋藏量は六十億バレル(一バレルは三十ガロン)と稱せられてゐる。農産に於いては小麥、米、煙草、阿片、棉、花等があり、その他羊皮、

(31)

同 果實、ゴム等  
同 煙草、阿片、棉、  
同 花等があり、農業は裏海に於ける

寺で行はれてゐるが、これも有名である。工業は、手に握られてゐる。工業は、ロシア人の

資本の不足、

國內の大部が千五百呎から四千呎の高地であるから、鐵道の建設は非常に困難を極め、裏海沿岸のバンデルシャからベルシア海岸のバンデルシャーブルに至る千四百杆の縦貫鐵道は、一九二八年に着手され、昨一九三八年の八月に開通を見たのであるが、航空路は一九二六年ドイツのエンゲル會社によつて開設され、テヘラン——バグダット

間及びテヘラン——ベルリン間の定期航空が行はれてゐる。

(31)

同 果實、ゴム等  
同 煙草、阿片、棉、  
同 花等があり、農業は裏海に於ける

寺で行はれてゐるが、これも有名である。工業は、手に握られてゐる。工業は、ロシア人の

資本の不足、

國內の大部が千五百呎から四千呎の高地であるから、鐵道の建設は非常に困難を極め、裏海沿岸のバンデルシャからベルシア海岸のバンデルシャーブルに至る千四百杆の縦貫鐵道は、一九二八年に着手され、昨一九三八年の八月に開通を見たのであるが、航空路は一九二六年ドイツのエンゲル會社によつて開設され、テヘラン——バグダット

間及びテヘラン——ベルリン間の定期航空が行はれてゐる。

(31)

同 果實、ゴム等  
同 煙草、阿片、棉、  
同 花等があり、農業は裏海に於ける

寺で行はれてゐるが、これも有名である。工業は、手に握られてゐる。工業は、ロシア人の

資本の不足、

交通の不便等のためにあまり發達してゐない。

貿易は一九三二年に通商獨占法が發布され、すべて國家管理の下に各國別に貸借關係の均等を原則として統制されている。輸出する主なものは石油、絨緞、果物、棉花、ゴム、阿片、米、羊皮等で、輸入するものは紡布、砂糖、機械、茶葉、油、自動車及び部分車等で、一九三六—七年度の輸出は二十二億四千六百萬リアル(一リアルは英貨三ペソ)、輸入一百七十三億リアルである。國別に於いてはソ聯邦が輸出入ともに第一位を占め、獨米英等これに次ぎ、日本は第六位で昭和十二年度に於いては輸出一百五、萬圓、輸入三百六十萬圓に過ぎず、しかもイランに取つては輸入超過となつてゐる。日本から輸入する主なものは、紡製品、毛織物、陶磁器、及び硝子類等で、イランから輸出するものは油脂及びゴム等である。

## 五

日本とイランとの關係は、明治十一年に露都に於いて我が榎本公使とペルシア代表との間に通商條約等に關して私的會議が行はれたのに始まるが、それ以後はしばらく中絶して來り、大正十二年に至つてローマに於いて我が吉田大使とペルシア公使との間に商議が行はれ、同年末、縫田總

領事以下六名の視察團が派遣せられるに至り、昭和四年三月、通商暫定取扱が調印され、同年八月テヘランに帝國公使館が開設されたのである。

かくて、兩國の國交はいよいよ親善を加へつゝあるのであるが、四千年の昔、世界最高の文化を持ち、ケルフアベトを歐洲諸國に傳へたといはれてゐる文化發祥の地であるペルシアは、今や新興のイラン國として躍進しつゝあり、ことに慶賀に堪へない次第である。

前號正誤——三十六頁「百年前の東西」の地圖中、「新土」とあるのは「新疆」の誤り。  
ベルシアは、今や新興のイラン國として躍進しつゝあり、ことに慶賀に堪へない次第である。

週報	
四月十二日發行	
第六十號目次	
☆ 戰時鐵道と機關車	
☆ 惠ヶ丘の春	
☆ サンセウウの咲に訊く	
☆ 海外通信	
編集委員會	内閣情報部編
定價	十銭

(32)

(33)

## 内閣情報部編

總目次(題不列)

一、東亞新秩序建設の諸問題 東亞研究所

二、東亞百年小史(第二十九回)

三、支那の民情と民族性 在北村上知行

四、三民主義と新民主主義 新民主主義研究会

五、滿洲帝國協和會とは何か 法學博士 三枝茂智

六、日滿支の資源 支那經濟研究所 大上末廣

七、法幣の話(次回の後送)

八、新支那人物表稿 雪竹 葉

九、事變と中國共產黨(不載) 支那經濟研究所 土屋計左右

一〇、文化協力の諸機關を語る 中央本部社説科長 畠井一

一一、蒙疆の現況 東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次

最高顧問 明治

支那經濟研究所 雪竹 葉

中央本部社説科長 畠井一

東亞研究所 横田 實

農業聯合委員會 金井章次</

雪竹榮

## 一 第二次國共合作の經緯

國民政府中央軍數次の剿共に依り、中國革命工農紅軍（いはゆる共產軍）及び中國共產黨中央部は、一九三四年（昭和九年）秋、遂に江西省瑞金を中心とする地盤を放棄して支那西北の僻陥に移動するに至つた。爾來、共產黨はこの西北地區を固持し、僅かにその餘暦を保つて至つたが、支那が半植民地或ひは半封建的な性格の故から、殊に滿洲、上海事變以來次第に昂まりつゝあつた反日的民族運動は、落日の状態にあつた中國共產黨をして、抗日のためには如何なる武装隊伍とも作戦協定を締結する準備がある」との政策の轉換を契機付けるに至らしめたが、當時はまだ共產黨の「ソ

ヴィエト政權を樹立せよ」とのスローガンを放棄せしめには至らなかつた。即ち、換言すれば、當時の共產黨のこれ等の主張は、現在に於けるコミンテルン乃至中國共產黨の新政策とは相當の懸隔があつたのである。とまれ、昭和十年七月二十五日から開會せられたコミニテルン第七次世界大會は、「ファシズムの進展と反ファシズム労働階級統一戰線に對するコミニテルンの課題」の下に、その第三項に次の如き決議を行つたのである。

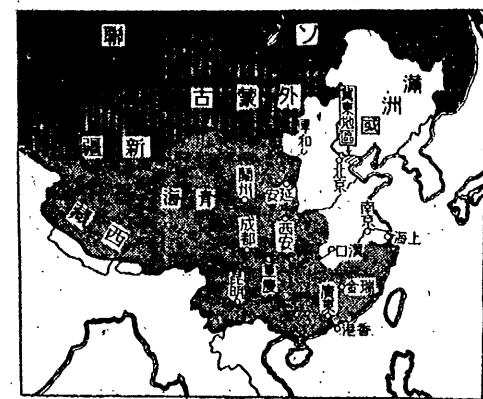
即ち、

「殖民地並びに半植民地に於けるコソミニストの最も重要な課題は、反帝國主義戰線の構築である。これがため一般大衆を動員して帝國主義的撲滅、殘虐極まりなき压迫に對する反抗、帝國主義者の放逐、國民獨立のための闘争を開始す」

ると同時に、改進派に依つて奉ふられる大衆的反帝國主義運動に参加し、確然だる反帝國主義意識の上に立つて改革派並びに革命派と接觸すること。中國に於いてはソヴィエト運動の擴大並びに紅軍（即ち共產軍）強化に銳意を拂ひ、全國に於ける反帝國主義運動を助成すること、この運動は國民的武裝に依る反帝國主義革命のスローガンの下に、特に日本帝國主義並びに親日派を目標として行ふべきである。

右決議後、一ヶ月を経ずして中國共產黨中央部及び中華ソヴィエト共和國中央政府は、兩者の連名を以つて、いはゆる「八・一宣言」（即ち八月一日附の「抗日救國のために全國同胞に告ぐる書」）を發表したが、これはいふまでもなく、コミニテルンの上記決議に基づく指令を奉じて發出した「抗日救國聯合戰線」結成運動の第一聲であると同時に、コミニテルン乃至中國共產黨の新政策の表明であつたのである。

爾來、この共產黨の著名なる歴史的文獻は、支那全國の各階層の熱烈なる討論と研究を誘起し、同時に中國共產党中央政治局は、同年十二月二十五日、「現下の政治



良・蒋介石等の国民党要人も亦、この宣言に注意を向け、個別的に賛意を表示した。十九路軍領袖陳銘樞、蔡廷锴、翁照垣の如きも、共産黨その他の抗日各派と協力合作して共に救亡を謀ること

を主張し、また馮玉祥の如きは、内は舉國一致し、外はソ聯邦と結んで一致抗戦する事を主張し、更に李宗仁は、「即時對日絕交して宣戰すべし。」と主張し、また昭和十一年五月死去せる胡漢民の如きは、「日本の國旗を掲げる位ならば寧ろ赤旗を掲げよ。」と主張し、次いで章太炎は、「救

かゝる情勢の中に、昭和十一年七月には溝橋事件発生し、國共合作の機運は急速に進展して、一九二七年の第一次國共兩黨分離以来、第二次國共合作の再始が成立することとなり、「對日即時開戦の輿論は、一步前面に押し出されるとともに、中國共産黨の「民族統一戦線」の策略は豫定通りその軌道に乗つたのである。

かくてこれを総括するに、西安事件を契機として筆頭となり、「對日即時開戦の輿論は、一步前面に押し出されるとともに、中國共産黨は、大要次の如き客観的諸條件の中に入り、自己の發展性を見出しだといふべきである。(1) 支那ブルジョアジー自身の必要  
即ち、一九三五年・六年頃、東政府を中心として、日本の歩を進めた中國共産黨は、大要次の如き客観的諸條件の中に入り、自己の發展性を見出しだといふべきである。  
(1) 支那ブルジョアジー自身の必要  
即ち、一九三五年・六年頃、東政府を中心として、日本の歩を進めた中國共産黨は、大要次の如き客観的諸條件の中に入り、自己の發展性を見出しだといふべきである。

かくてこれを総括するに、西安事件を契機として筆頭となり、「對日即時開戦の輿論は、一步前面に押し出されるとともに、中國共産黨は、大要次の如き客観的諸條件の中に入り、自己の發展性を見出しだといふべきである。  
(1) 支那ブルジョアジー自身の必要  
即ち、一九三五年・六年頃、東政府を中心として、日本の歩を進めた中國共産黨は、大要次の如き客観的諸條件の中に入り、自己の發展性を見出しだといふべきである。

の生活を脅かすに至つたので、彼等の經濟的要求たる國貨擁護(即ち國產品擁護)、日貨排斥が共産黨の主張する民族解放、打倒日本帝國主義と結び付いた。殊に支那金融ブルジョアジーは西安事件に際し、方便としてでも共産黨と合作しなければ自己の支柱たる蒋介石の生命が無かつたことが、彼等をして容共政策に強ひて反対的態度を取らしめなかつた所以である。

(2) 英・米資本主義の對日政策

國共合作を可能ならしめた要素としての英・米の對日態度に就いていへば、共産黨に乗せられるごとや、抗日運動が戦争にまで發展することを顧慮しながらも、日本に對抗するため、共産黨と合作した金融資本家の態度である。

即ち、支那に於ける日本の勢力を押へるために、蔣政權の對日強化が必要であった。特に廣田三原則は共産黨と蔣介石が戦つてゐる限り、何時蔣がそれを承認するかも知れぬと英・米は思つてゐた。當時、英國のイー

デン外交は現状打開國家群に對して、現状維持國家の聯合と謂ふ思想を弄してゐたので、獨・伊とはじばらく歐洲で衝突してゐた。イーデン外交はコソミギニスト・國家よりも現状打開國家群を仇敵視してゐた。世界は現状維持と現状打開の交戦時代に入つてゐた。現状打開國家として獨・伊とともに日本の躍進があつた。イーデン外交は歐洲に於いてソ聯・フランスと協力して聯盟方式に依り、これが失敗してからは集團的安全保障體制に依つて獨・伊封殺に向つてゐた。極東に於いては、支那の抗日的強化とソ聯利用に依つて日本を押へんとしてゐた。

その目的とともに、英國は一九三五年には蔣政權を援助して幣制の改革を斷行せしめ、蔣政權の背骨に深く喰入り、蔣政權を自己の前衛勢力たらしめ、その支那に於ける強化を以つて英國の在支利益の増大を求めた。かくて英支の合作、殊に經濟建設があつた。かゝる抗日的蔣政權の援助とともに、抗日運動の強化を求めてゐた。英國はソ聯や中國共産黨の活動は、日本帝國の限度に於いて求めてゐたが、その勢力の極東に於ける増大は英

**(3) 蔣介石政權の統一に對する軍閥連の抗日運動利用**

國の恐れるところ  
であつた。  
然るに滿洲事變  
以来のソ聯の極東  
政策は、日本の勢  
力を弱化せしめ  
ることに重點が置かれ、その意味に於いて支那の實  
力ある政權と政權との合作を求めてゐたし、中國共產  
黨も亦ソ聯の意志の如く抗日運動に活動重心を置くや  
うになつた。こゝに於いて、英國はソ聯及び中國共產  
黨を恐れざるのみならず、かへつてそれを英國の世界  
的現狀維持政策と、樺東に於ける日本勢力阻止の力と  
して利用せんとした。かくて、抗日運動に集中された  
蔣政權・中國共產黨・ソ聯の接近に英國は好意的態度を  
持したばかりでなく、これを促進せしめた。

米國は程度の差こそあれ、日本の大陸躍進に反対であ  
る點にばかりはなく、英國の進路とよく同様であつた。  
しかも、彼等と關係深い上海財界の抗日性は彼等の態度  
を一層進行させたのである。

また、抗日運動が  
進行して國防政府が事實上共產黨の主張するやうに成立す  
れば、そこに蔣介石と對等の地位に於いて參加することが  
出來、また、蔣の獨裁勢力をそこで他の勢力と結合するこ  
とを依つて、帝制政府出來るといふ考へを持つた。彼等  
とは當然である。

**國共合作の未來**

蔣介石の統一運動に對する地方勢力の動きは、地盤の  
維持と中央政治への割込みの二つの意欲に基づき、抗日  
運動の方法論を抗争の看板とした。李宗仁・白崇禧・張學  
良・馮玉祥・閻錫山の行動はこれである。

彼等の中で地盤を持つてゐるのはまだしも、地盤を  
失つた張學良・馮玉祥の如きは蔣介石の統一政策が進  
んで來るにつれて、彼等自身の影が非常に薄くなつて來  
た。かゝる境遇を開拓するため、彼等が抗日運動を支持  
し、政府以外に民衆的輿望に訴へて  
自己の勢力の支持  
としようとするこ

は國際的に責任を負ふ地位にゐなかつたので、かゝる種  
種な原因からいづれも蔣政權の如何なるものよりも急進  
的抗日論者であり、抗日運動を積極的に支持してゐた。  
蔣介石の妥協の可能性を背後から虎視眈々として監視  
してゐたものは共產黨及び彼等であつた。彼等の抗日は、  
反將的意味を含みながら、蔣介石と同じ流れに染み落  
つたのである。

行き、蔣介石の抗日政策の急進を一層進めるとともに、  
共產黨の主張と協力する方向に拍車を加へた。西安事件  
に對し、西南派の微妙な態度並びに學良の聯ソ國共合  
作の主張に同意を與へたことはこれを離縛に物語る。而  
して、かゝる地方勢力の態度は、支那事變勃發當時蔣介  
石の態度が「白崇禧・李宗仁の態度が明らかになつて始  
め抗戦を決意したといはれてゐる點よりも注目すべきも  
のがある。同時にまた、彼等が抗日戰爭を看板にして、  
背後に蔣の地位を覗ひ、蔣も亦、抗戦せざるを得なかつ  
たのであり、これが一路抗戦に向はしめ、抗戰と蔣の地  
位が離れられぬ運命となつてしまつたのである。

かゝる諸條件と察聞氣の中に、中國共產黨はその工作  
活動を行きわ  
たつて來る  
と、彼等は蔣介石が抗日運動が戦争への危險を孕む一步  
手前に止らざるを得ない點を捉へ、反將的意欲を抗日即  
戦の主張に依つて満たさんとした。一九三六年夏の李宗  
仁・白崇禧等の西南派の數々がこれである。

かくの如くして、地方勢力は反將を抗日運動に持つて



**蘇聯事件報道**

抗日運動が行きわ  
たつて來る  
と、彼等は蔣介石が抗日運動が戦争への危險を孕む一步  
手前に止らざるを得ない點を捉へ、反將的意欲を抗日即  
戦の主張に依つて満たさんとした。一九三六年夏の李宗  
仁・白崇禧等の西南派の數々がこれである。

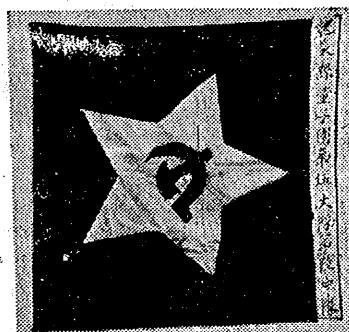
かくの如くして、地方勢力は反將を抗日運動に持つて

**(39)**

度の戰術轉換を行なつたことに即ち已达へが如く、從つて、國共合作下に於ける中國共產黨の抗戰方略は、全面戰爭への擴大と抗日徹底にあつて、一切の妥協的氣運を排撃して物心兩面に於いて日本とともに國民政府の權力の崩壊を願ひ、然る後、その本然のソヴィエト革命を、戰禍に疲労せる支那四億の民衆の上に擴大せんとするにあらがため、表面その工作方針は、國共の緊密なる合作の維持と運動の合法性を獲得せんとするは極めて明瞭なことである。

從つて、中國共產黨は戰時態勢下に於いて政治機構を改革し、各階層に於ける政治領導權を爭取せんがため、共產黨員が政治の表面に立つるのは、國民黨との相剋を激化する要ひがあるが故に、現階段に於いては、専ら國民黨内の反共勢力の驅逐と、左翼系分子の進出を目的としてゐる。即ち、

昨年十一月、赤都延安（陝西省）に開催された中國共產黨六中全會は、その決議の一端に明らかに這般の事情を物語つてゐる。即ち、



せんじよつてよく見え、二二二三五五と並びて聞くである。

(一) 民衆運動に於ける合法性を獲得し、國民政府の躍進を防遏するとともに、あくまで擬裝統一戰線の結成を強化を圖り、戰局の持久擴大を策しつゝあること。

二 民衆運動に於ける

## 金済の猶豫

(二) 抗日運動、銃後鞏化運動を通じて、民衆組織の擴大統一を圖り、その領導權を獲得すること。  
(三) 抗戰教育を通じて民衆の抗戰意識を強化し、抗日宣傳に依り民衆の抗戰情緒を振興し、以つて民衆組織の擴大強化に資するとともに、潛行的に共產主義イデオロギーの注入を圖ること。  
以下、敍上共產黨の活動路線を更に具體的に述べてみよう。

## 二 民衆運動に於ける 合法性の獲得

民衆運動に於ける合法性の獲得は、事變前に於いても中國共產黨の民衆獲得の二方向として採用してゐた戰術であつた。即ち、國民政府のいはゆる白色彈壓下に於いては、從來の祕密盲動主義に基づく民衆運動は直ちに峻烈なる弾壓を受けるのみならず、國民政府の反共工作と支那の半殖民地的、半封建的社會組織に基づくブルジョアジーの反感の誘發は、自ら黨本來の活動分野を縮小するがため、中國共產黨は一九三五年七月のコミンテルン第七次大會の決議に基づく指令に依つて、百八十



(左)人夫のそと(右)徳朱金司總軍路八第

卷之三

この共産黨の國民黨に對する擧起は、次いで今年一月開催せられたる中國國民黨五中全會(第五期全國代表大會)第五次中央執行委員會全體會議に於いて、豫定通りの成功を示し、殊に最高國防會議を擴大して最高國防委員會とをなすの提案を可決せしめたことに依つても、共產黨の軍政獲得のスローガンを實現せしめたこととして注目に値するものである。

ともあれ、共產黨の民衆運動に於ける合法性の獲得策略は次の如きスローガンが中心となつてゐる。即ち「國奴たるを欲せざる一切の人民を聯合して抗日戰爭を進行せしめよ!」

「統一的民主共和國のためには奮争せよ!」

「國防政府」抗日聯軍」

かくて、中國共產黨從來の「打倒國民黨」のスローガンは、八・一宣言以來、わかつても今次事變に於いて、「打倒漢奸」のスローガンに代つて來てゐる。

### 三、共產黨の銃後鞏化運動

共產黨は支那の武力、財力、物力を動員して、いはゆ

る長期抗戰を繼續せんがため、抗戰經濟政策を取り、左の如きスローガンを以つて力量を集中しある。即ち、「錢あるものは錢を出せ!」「力あるものは力を出せ!」「漢奸の財產を沒收せよ!」「日貨排斥!」

これを要するに、中國共產黨の財政政策は、金錢ある者は金錢を提供し、漢奸の財產を沒收して抗日經費となすことを原則とし、經濟政策の調整と國內生産を擴大し、農村經濟を發展せしめて戰時農產物の自給を保證し、國貨を提倡して土產品を改良し、日貨を禁遏して奸商及び操縦者の操縦を取締ることが企圖せられてゐる。従つて、人民の生活改善の綱領中にも、青捐雜稅の廢止、地租の輕減、高利貸に対する制裁、労働者、兵士の待遇改善、罹災民救濟等の項が擧げられ、殊に、最後の二者においては、抗日軍人の家族を優待し、且つ罹災民の失業者を救濟し、糧食を調節することが示されてゐるが、共產黨はかかる活動過程の中に於いて民衆を獲得し、更に共產黨の最後の手段たる土地革命に導くの策略を蔽してゐる。

(42.)

### 四、共產黨の抗日教育

戰時體制下に於ける中國共產黨の教育政策は、1. 失學青年子女對策、2. 民衆の政治水準提高のための公民教



及 3. 民衆に対する國防思想、4. 戰時特殊遊擊戰法の普及、5. 教材

の統制と實用化、6. 教育施設の問題等、極めて廣汎なる分野に亘つてゐるが、その意圖するところは、これ等教育を通じて民衆に對する抗日意識を昂揚し、共產主義思想を扶植し、民衆の組織を強化し、知識階級を獲得せんとすることがある。

従つて、抗戰教育を通じて行はれる民衆運動工作には、先づ第一に知識階級層を獲得せんがため、共產黨は事變勃發とともに、黨派の如何を問はず、給費學生を募集し、延安にある抗日軍政大學、陝北公學、共產大學、魯迅藝術學院、抗屬學校(抗日軍人家族學校)、通信學校及び世界語研究院等の諸學校に送り出し、修學期間は速成科を三ヶ月、本科を六ヶ月と定めて革命理論、哲學概論、勵員政策及び抗日民族統一戰線の理論、竝びに軍事訓練を實施しつゝある。

而して、その卒業生は軍隊政治部員となり、或ひは遊擊部隊指導員となつて、前線及び日本軍の占領地域内に侵入し、或ひは銃後に於ける民衆組織の領導者として抗日民族闘争の第一線に活動しつゝある。

また、一般の大衆層に對しては、その政治水準を高めるために、「抗日は一切より高く、一切は抗日に從ふ。」

(43.)



るがためには政府は勿論、地方公共團體その他の各種團體銀行會社工場等に於いて率先節約の實を示し各方面を舉げてその實行に當るの風を作ること。

六、貯蓄實績の向上を圖るために消費生活の擔當者たる家庭の主婦に呼び掛け最も最も有效なりと認めるゝを以つて、この際一層婦人の協力を求むること。

七、貯蓄獎勵に當りては國民精神運動員中央聯盟更に繩密なる連絡を保ち、その加盟各團體等の積極的活動を促すこと。

八、貯蓄獎勵に當りては一層中央地方議員、市區町村長、教育機關、言論文學機關、報道機關、宗教團體、文化團體、經濟團體、在郷軍人會、青年團體等の協力を求むること。

### 第三、貯蓄獎勵特殊方策

(一) 都市及び股賑產業方面に於ける貯蓄の徹底

一、都市及び股賑產業方面に於ける貯蓄

の徹底

一、都市及び股賑產業方面に於ける貯

蓄の實行には未だ充分ならざるものありと認めらるゝを以つて今後の運動に當りては特にこれ等の方面に力を注ぎ組織的且つ強力に貯蓄の實行を求むること。

二、都市に於いては適實なる貯蓄獎勵計畫を樹立すると共に貯蓄獎勵實行委員の如き制度を設け、各地方に於ける熱心なる適任者を勤負して貯蓄状況の検討及び成績の向上に努むること。

三、股賑產業方面に於ける貯蓄獎勵の實效を學ぐるためには特に會社、工場、鐵山の經營首腦部及び從業者中堅幹部の時局下に於ける貯蓄獎勵に對する認識と熱意とを必要とするを以つてこの點に關し一段の努力を拂ふこと。

四、股賑產業方面に對しては從業者の自發的協力に依り勞務者錫後生活刷新運動を強化徹底すると共に各會社、工場、鐵山に於ける貯蓄の實行は大體に於いて順調なりと認めるゝも、

時局の重大性に鑑み一層之が執行を期すると共に、この方面に於いても時局に依り收入の増加した者は特に貯蓄の增加に努むること。

五、都市及び股賑產業方面に於ける貯蓄の實行には所得增加狀況その他を勘案して當該會社、工場、鐵山に於ける貯蓄額を定めその實現に努めること。

六、都市及び股賑產業方面に對しては貯蓄の充實を求むるため環境整備、教養、餘暇、善用等に付き適當なる施設を講ずるの要あること。

七、農山漁村方面に於ける貯蓄の實行は大體に於いて順調なりと認めるゝも、

時局の重大性に鑑み一層之が執行を期すると共に、この方面に於いても時局に依り收入の増加した者は特に貯蓄の增加に努むること。

八、農山漁村方面に於ける貯蓄の實行は大體に於いて順調なりと認めるゝも、

時局の重大性に鑑み一層之が執行を期すると共に、この方面に於いても時局に依り收入の増加した者は特に貯蓄の增加に努むること。

九、農山漁村方面に於ける貯蓄の實行は大體に於いて順調なりと認めるゝも、

時局の重大性に鑑み一層之が執行を期すると共に、この方面に於いても時局に依り收入の増加した者は特に貯蓄の增加に努むること。

十、農山漁村方面に於ける貯蓄の實行は大體に於いて順調なりと認めるゝも、

時局の重大性に鑑み一層之が執行を期すると共に、この方面に於いても時局に依り收入の増加した者は特に貯蓄の增加に努むること。

(三) 生活の刷新

一、公私生活に更に一段の刷新を加ふるは貯蓄の増加を圖るため缺くからざる要件なりと認めらるゝを以つて、貯蓄獎勵に當りては特に生活の刷新に力を注ぐこと。

二、生活刷新を強調するに當りては國民各自の自覺を促すと共に時局の要求に即應せる適當なる指導を行ふこと。

三、婦人團體等を動員し特に股賑產業方面の主婦に對し生活刷新の指導を行うこと。

四、組合貯蓄の徹底的増加

一、貯蓄組合の貯蓄はこの際特に増加の要ありと認めらるゝを以つて本年度に於いては先づ最少限度組合貯蓄の倍増を期し全國的運動を起すこと。

二、各貯蓄組合はその實情に即應して本年度中に達成すべき組合貯蓄額の目標を定めその實現に努むること。

(四) 各種對策の併進運行

一、貯蓄組合の貯蓄はこの際特に増加の要ありと認めらるゝを以つて本年度に於いては先づ最少限度組合貯蓄の倍増を期し全國的運動を起すこと。

二、各貯蓄組合はその實情に即應して本年度中に達成すべき組合貯蓄額の目標を定めその實現に努むること。

(五) 各種金融機關の貯蓄

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

一、各種金融機關の團體はこの際それぞれ目標額を定むる等の方法に依り金融機關等の積極的活動

## 露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書だより

昭和十四年四月十二日印刷發行  
内閣印書局

週	報
内閣印書局	内閣情報報部
内閣印刷局	内閣印刷局
内閣印書局	内閣印刷局

(48)

◇輸出水産物取締關係法規(農林省水産局編)  
輸出水產物取締に關係した法律、勅令、省令、告示及び朝鮮機太に於ける關係法令を一括して收む。なほ検査規程や参考法令も載せてある。(昭和二年五月、定價一四千五百銭)

◇教語法の研究(山田孝雄著) 国語に於ける敬語の發達は世界に比類がないが、本書はその敬語法の文典として、未開拓の領域を切り開いたものである。國語と國民性との關係を正しく理解するためには敬語法の問題は最も重要なものであり、また一般國民生活の美風を助長する上からいっても本書は廣く讀まるべきものであつる。(第4回八千五百銭)

◇文化哲學の諸問題(小塚新一郎著) 昭和十一年わが國に派遣された著者が大學その他で講演したものの中、教育學、心理學、現代文化問題に關する講演の叢書集である。

◇大日本外交文書(第五卷) 外務省調査部編

本卷は、明治五年中に起つた重要外交問題の記録を漏れなく一冊に収録してゐるが、各文書は二十四の事項に分類編輯されてゐるが、その主なものは次の如くである。

◇農業工業商業水産につき制定したもの。

◇農業工業商業水産の各欄に分つて詳細に時數、要項及び備考の各欄に分つて詳細に示してある。(昭和十四年五月、定價六十五銭)

◇職員錄(昭和十四年現在) 内閣印刷局編 上記現

在に於ける高等官・同待遇者及びこれに準

ずる者を輯録す。卷首に高等官官等俸給令

その他を、卷末に最近に於ける勤任官以上

の異動を附録としてある。(昭和二年五月、定價

五百五十銭)

◇大日本外交文書(第五卷) 外務省調査部編

本卷は、明治五年中に起つた重要外交問

題の記録を漏れなく一冊に収録してゐるが、各文書は二十四の事項に分類編輯されてゐるが、その主なものは次の如くである。



## 露光量違いにより重複撮影

週報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可  
(毎週一回水曜日發行)

食 物 の 完 全 消 化 に

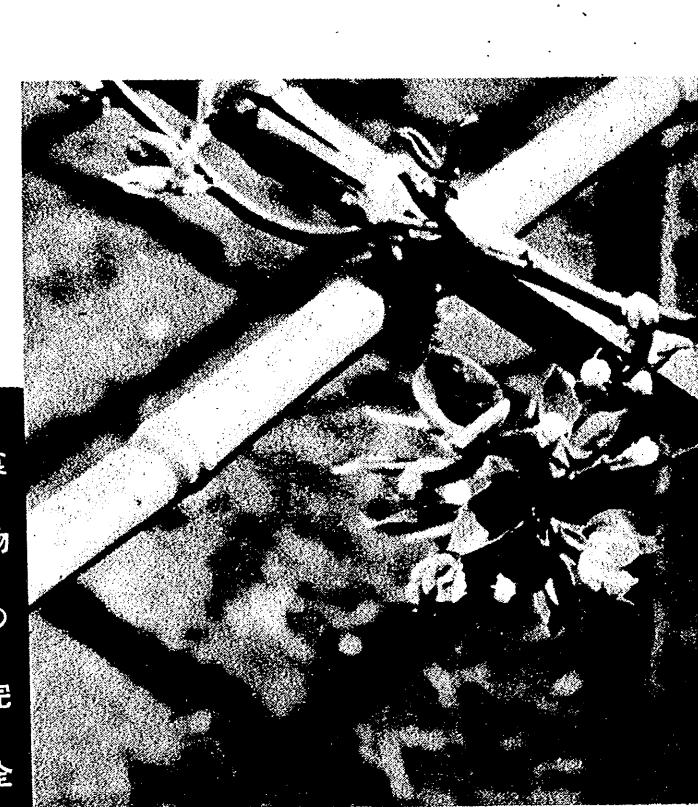


SANKYO

説明書進呈 東京・日本橋・室町 三共株式會社

タカデアスター<sup>ゼ</sup>

(判LA51格規定國はさ大の書本)



保健上から観て、日常攝取する食物の完全なる分解消化  
こそ重要で、之を忘れて漫然と栄養薬物を服用するは無  
意味と言はねばなりません。

タカデアスター<sup>ゼ</sup>は澱粉消化酵素、脂肪消化酵素、蛋白  
質消化酵素、其他十餘の各種消化酵素を含み理想的な消化  
薬として消化不良に原因する虚弱者、急性慢性胃腸カタ  
ル其他に推奨せられます (粉末・錠剤)

内閣印刷局印刷發行

アサヒ新聞社  
ASAHI SHIMBUN LTD.  
ASAHI SHIMBUN LTD.